所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されます。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【算定条件】

1. 対象となる入所者は次のいずれかに該当するものであること
   ・肺炎　・尿路感染症　・帯状疱疹　・蜂窩織炎　・慢性心不全の憎悪
2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。
3. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
4. 慢性心不全の憎悪については、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものとし、常用する内服薬を調整するのみの場合では算定できないこと。
5. 算定にあたっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等や、近隣の医療機関と連携し行われた検査や処置等の情報提供も、診療録へ記載しておくこと。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
7. 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、帯状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。

【主な治療内容】

肺炎	胸部X-P、血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
帯状疱疹	抗ウイルス剤の内服、軟膏塗布など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
蜂窩織炎	抗菌薬の点滴注射、抗菌薬の内服療法など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
慢性心不全（2024年追加）	胸部X-P、血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、利尿剤をはじめとした内服および注射による薬剤調整、水分補給など診察結果をもとに適宜治療を行っています。

【令和6年度所定疾患施設療養費算定状況】

診断名／年月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	日数	0	8	0	0	3	0	0	0	0	0	0	7
尿路感染症	人数	0	1	3	9	5	5	5	3	6	5	6	2
	日数	0	8	16	70	32	29	30	21	49	24	24	17
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0
慢性心不全	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0